

## ○開設同意書について

住所と常置場所・設置場所が異なる場合は、アマチュア局開設同意書を提出してください。アマチュア局を開設する建物、土地を所有（占有）している方の同意が必要です。学校、会社や施設などに開設する場合もその管理者等から同意を得てください。住所とは違うが、自らが所有（占有）する土地・建物に開設する場合は、その事実が分かる書類を提出してください。

また、他のアマチュア局と設備共用する場合で、設備共用の同意書を提出して手続を行う場合は、開設同意書の提出は不要です。

# アマチュア局開設同意書

(申請者)

郵便番号 〒 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

フリガナ  
氏名又は名称 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

上記の者が、アマチュア局を \_\_\_\_\_ 内に開設する  
ことに同意いたします。

年 月 日

(土地・建物等の所有者)

郵便番号 〒 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

フリガナ  
氏名又は名称 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_